

静岡県国民保護対策本部及び静岡県緊急対処事態対策本部運営要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、静岡県国民保護対策本部及び静岡県緊急対処事態対策本部条例(平成17年静岡県条例第1号)第7条及び第8条において準用する第7条の規定に基づき、静岡県国民保護対策本部(以下「本部」という。)及び静岡県緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 本 部

(本部の設置)

第2条 知事は、国から本部を設置すべき通知を受けたときは、直ちに本部を設置する。

(本部の組織及び分掌事務)

- 第3条 本部に、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる指令部(以下「指令部」という。)及びその他の部(以下「各部」という。)を置く。
- 2 指令部に、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる班及びグループ(以下「指令部各班等」という。)を置き、別表本部の3に掲げる事務を分掌する。
 - 3 各部に、別表本部の1に掲げる班(以下「各部各班」という。)を置き、別表本部の4に掲げる事務を分掌する。
 - 4 本部を設置したときは、設置場所に「静岡県国民保護対策本部」の表示をする。

(本部長)

- 第4条 本部長は、知事をもって充てる。
- 2 本部長は、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
 - 3 本部長は、武力攻撃災害等の状況に応じ、指令部及び各部の構成を変更することができる。

(副本部長)

- 第5条 副本部長は、副知事及び警察本部長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

(危機管理監)

第5条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員及び部長を指揮し国民保護対策本部の事務を処理する。

- 2 危機管理監は、指令部長として指令部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

(本部員)

第6条 本部員は、別表本部の2に掲げる者をもって充てる。

(指令部各班等)

第7条 指令部は、県の国民保護措置の実施に関して必要な調整と対外的な総合窓口機能を所掌する。

- 2 指令部各班等に班長又はグループ長(以下「指令部各班長等」という。)を置く。
- 3 指令部各班長等は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、指令部長を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 4 指令部各班長等は、第10条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する国民保護措置等の実施状況について、本部員会議に報告する。
- 5 指令部各班等は、指令部各班等において国民保護措置に従事する職員(以下「指令部各班員等」という。)をもって構成し、指令部各班員等は、関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定めておくものとする。
- 6 指令部各班長等は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるように、指令部各班員等の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくものとする。
- 7 指令部各班員等は、本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

(各部各班)

第8条 部に部長及び危機担当監、また班に班長を置く。

- 2 部長は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機担当監は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。
- 4 危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者(以下「危機担当監代理」という。)をあらかじめ定めておくものとする。
- 5 各部各班の班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 6 各部各班の班長は、所管する職員の中から、国民保護措置に従事する職員(以下「各部各班員」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

- 7 部長は、勤務外において、各部各班員が不足し、初動態勢の確保が困難な班(第24条に定める方面本部各班を含む。)がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。
- 8 各部各班員の指定に当たっては、国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるように、班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくことができる。
- 9 部長は武力攻撃災害等の状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。
- 10 各部は、円滑な国民保護措置を行うため、指令部と連携を密にするものとし、当該各部の班員を本部に派遣して、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

(本部の業務調整要員)

第9条 本部員、指令部各班員等及び各部各班員以外の職員(以下「業務調整要員」という。)については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

(本部員会議)

第10条 本部長は、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。
- 3 本部員等及び指令部各班長等は、それぞれの所管業務に関する国民保護措置の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- 4 本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊の職員その他関係機関の長に対し、本部員会議への職員の出席を要請することができる。

(対策会議)

第11条 複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対応するため、本部が設置された時をもって本部に対策会議を設置し、各部局の所管業務に関する災害応急対策の実施状況について情報共有を図るとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。

- 2 対策会議は、危機管理監又はそれを代理するものが主宰し、危機管理監が必要と判断し出席を求める危機担当監、及び機関の代表者をもって構成する。危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。
- 3 危機管理監は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊その他関係機関の長に対し、対策会議への職員の出席を要請することができる。

（班長会議）

第12条 指令部総括グループ長は、国民保護措置について、指令部各班等及び各部各班との連絡調整を図るため、必要に応じて関係する班長及びグループ長を招集し、班長会議を開催する。

（本部の要員配備の規模等）

第13条 本部長、副本部長、本部員、指令部各班員等、各部各班員及び業務調整要員の配備態勢については、別表共通の1に定める。

2 本部を設置するときの要員配備の規模は、武力攻撃災害等の状況に応じて、その都度本部長が決定するものとする。

3 勤務外における連絡体制は、別に定める。

4 本部が設置されたのち、指令部及び各部におけるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間の国民保護措置の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（本部の職員参集状況報告）

第14条 指令部各班長等及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

（方面本部等への派遣）

第15条 本部長は、方面本部及び市町等への支援等を行うため、必要に応じ要員を派遣することができる。

（本部の廃止）

第16条 知事は、国から本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく本部を廃止する。

（本部の関係機関への通知）

第17条 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者に通知する。

（1）市町長

（2）指定地方公共機関の長

（3）その他関係機関の長

第3章 方 面 本 部

（方面本部の設置）

第18条 本部長は、必要があると認めるときには、方面本部を設置する。

（方面本部の組織及び分掌事務）

第19条 方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の1に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。

- 2 方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の2に定めるところによる。
- 3 方面本部各班は、別表方面本部の3の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。
- 4 方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県国民保護対策本部〇〇方面本部」の表示をする。
- 5 方面本部に方面本部長、副方面本部長、方面本部員及び班長を置く。

（方面本部長）

- 第20条 方面本部長は、賀茂、東部、中部及び西部地域局長（以下「地域局長」という。）をもって充てる。
- 2 方面本部長は、方面本部員及び方面本部各班長を指揮し、方面本部の事務を処理する。
 - 3 方面本部長は、武力攻撃災害等の状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。

（副方面本部長）

第21条 副方面本部長は、地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監、その他あらかじめ地域局長が定めた者（以下「副局長等」という。）をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、副局長がその職務を代理する。

（方面本部員）

第22条 方面本部員は、別表方面本部の2に掲げる者をもって充てる。

（方面本部指令班）

第23条 方面本部指令班は、方面本部の事務を処理し、方面本部の国民保護措置の実施に関して必要な調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町国民保護対策本部の運営を支援する。

- 2 方面本部指令班長は、賀茂、東部、中部及び西部地域局（以下「地域局」という。）の職員のうち、あらかじめ地域局長が指定した職員をもって充てる。

- 3 方面本部指令班長は、第26条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する国民保護措置の実施状況について報告する。
- 4 方面本部指令班は、関係所属長の推薦に基づき地域局長があらかじめ定めた要員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成する。その際、国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるように、別表方面本部の3に掲げる係又はスタッフ（以下「係等」という。）を置き、国民保護措置に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。
- 5 係等に係長又はスタッフ長を置く。
- 6 方面本部指令班長は、武力攻撃災害等の状況その他特別な事由がある場合は、方面本部指令班員の構成を変更することができる。
- 7 方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。
- 8 方面本部指令班長は、指令班駐在所在の総合庁舎に参集した第25条に定める業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在の業務に従事させることができる。

（方面本部各班）

第24条 方面本部各班長は別表方面本部の2に定める出先機関の長をもって充てる。

- 2 方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する要員を指揮監督する。
- 3 地域局長が指定する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。
- 4 方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、国民保護措置に従事する要員（以下「方面本部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部各班の班長は、勤務外において、方面本部各班員が不足し、初動態勢確保が困難な場合は、本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。
- 6 方面本部各班員の指定に当たっては、国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 7 方面本部各班の班長は、武力攻撃災害等の状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。

（方面本部の業務調整要員）

第25条 方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員（以下「業務調整要員」という。）については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

(方面本部員会議)

第26条 方面本部長は、方面本部における連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

- 2 方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長又は副班長に出席を求めることができる。
- 3 方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する国民保護措置の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。
- 4 方面本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊その他関係機関の長に対し、方面本部員会議への職員の出席を要請することができる。

(方面本部対策会議)

第27条 複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対応するため、方面本部が設置された時をもって、方面本部室に方面本部対策会議を設置する。

- 2 方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。
- 3 副班長は、それぞれの所管業務に関する国民保護措置の実施状況について、必要に応じて方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。
- 4 方面本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊の職員その他関係機関の長に対し、方面本部対策会議への職員の出席を要請することができる。

(方面本部の要員配備の規模等)

第28条 方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の配備体制については、別表共通の1に定める。

- 2 方面本部を設置するときの要員配備の規模は、本部長の指示により、その都度方面本部長が決定するものとする。
- 3 勤務外における連絡体制は別に定める。
- 4 方面本部が設置されたのち、方面本部指令班及び方面本部各班におけるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間の国民保護措置の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(方面本部の職員参集状況報告等)

第29条 方面本部の各班長は、班員(業務調整要員を含む。)の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

- 2 方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

(市町への派遣)

第30条 方面本部長は、本部長の指示に基づき、情報の収集及び連絡調整並びに避難誘導及び救援等の支援のための要員を市町に派遣する。

(方面本部の廃止)

第31条 本部長は、本部を廃止したとき、又は方面本部設置の必要が無くなったと判断したとき、方面本部を廃止する。

(方面本部の関係機関への連絡)

第32条 方面本部長は、方面本部が設置され、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる者に連絡する。

- (1) 管内市町長
- (2) 管内指定地方行政機関の長
- (3) 管内指定公共機関の長
- (4) 管内指定地方公共機関の長
- (5) その他方面本部関係機関の長

第4章 国民保護現地対策本部

(現地本部の設置)

第33条 知事は、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、必要があると認めるときには、国民保護措置の実施を要する地域を管轄する方面本部管内に、国民保護現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

(現地本部の組織及び分掌事務)

第34条 現地本部は、本部と被災現地との連絡調整等を実施する。

- 2 現地本部を設置したときは、現地本部の設置場所に「静岡県国民保護現地対策本部」の表示をする。
- 3 現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員その他の職員を置く。

(現地本部長)

第35条 現地本部長は、副本部長(警察本部長を除く)、本部員又は方面本部長のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地本部の事務を掌理する。

- 2 現地本部長は、現地本部を設置した方面本部並びに任務の遂行に当たり必要な方面本部及び関係機関に対し、必要な指示等を行うことができる。

(現地副本部長)

第36条 現地副本部長は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(現地本部員)

第37条 現地本部員は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部において国民保護措置等に従事する要員は、指令部各班員等及び各部各班員のうちから指令部各班長等及び各部各班長が指名した要員並びに現地本部を設置した方面本部の方面本部各班員をもって充てる。

(現地本部の廃止)

第38条 知事は、本部を廃止したとき、又は現地本部設置の必要が無くなったと判断したとき、現地本部を廃止する。

(現地本部の関係機関への連絡)

第39条 知事は、現地本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者に連絡する。

- (1) 市町長
- (2) 指定地方公共機関の長
- (3) 消防庁
- (4) 県内指定地方行政機関の長
- (5) 県内指定公共機関の長
- (6) その他関係機関の長

第5章 現地調整所

(現地調整所の設置等)

第40条 知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(県、市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。(又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣する。)

2 現地調整所は事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、 TENT等を用いて設置する。

- 3 関係機関の連携の強化を図るため、現場レベルにおける各機関の代表者が、情報共有や活動調整を定時又は随時に行う。
- 4 現地における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

第6章 緊急対処事態対策本部

(準用)

第41条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する

第7章 事前配備体制

(事前配備体制)

- 第42条 県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいて、本部が設置されていないときは、事態の状況に応じて、別表共通の2に掲げる緊急事態情報収集室、緊急事態連絡室又は緊急事態対策室を置く。
- 2 緊急事態情報収集室、緊急事態連絡室及び緊急事態対策室の要員は、関係部局長又は地域局長の推薦に基づきあらかじめ定めておくものとする。その際、要員の交替についてもあらかじめ定めておくものとする。

(危機管理連絡調整会議)

第43条 前条による緊急事態情報収集室、緊急事態連絡室又は緊急事態対策室を設置した場合において、危機管理監は、事態の内容や規模を勘案し、全庁的な対応や情報共有、又は所管部局の調整が必要と判断した場合は、静岡県危機管理連絡調整会議要綱に定める危機管理連絡調整会議(以下「危機管理連絡調整会議」という。)を開催する。

第8章 平常時対策

(国民保護に関する研修及び訓練)

- 第44条 危機管理部及び地域局は、国民保護に関する研修及び訓練を実施するものとする。
- 2 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

(国民保護に関する情報共有)

第45条 国民保護に関する全庁的な推進及び情報の共有を図るため、危機管理監は、必要に応じて危機管理連絡調整会議を開催する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年5月25日から施行する。
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(静岡県テロ災害対策本部設置要綱の廃止)

- 2 静岡県テロ災害対策本部設置要綱(平成13年10月19日施行)は、廃止する。

別表共通の1「静岡県国民保護対策本部要員の配備体制」

配 備 基 準	配 備 態 勢		本 部						方 面 本 部					
			本部長	副本部長	本部員	指令部 各班員等	各部 各班員	業務調整 要員	方面 本部長	副方面 本部長	方面 本部員	方面本部 指令班員	方面本部 各班員	業務 調整要員
武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、 疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医 療課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、 医療人材課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 医務課、地域医療課、医療人材課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑩方 面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)	要員ごとの配備												
武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、 疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 医務課、地域医療課、医療人材課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、 ⑩方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)		直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。	所掌事務に応じ、直ちに業務に就く。	連絡により参集し、危機管理監の定める業務に就く。						
武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑥業務調整要員(危機管理監が必要とする人員) 【方面本部】(全方面本部) ⑦方面本部長、⑧副方面本部長、⑨方面本部員(全員)、⑩方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、 ⑪方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑫業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)								直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。	直ちに業務に就く。 所掌事務に応じ、	直ちに業務に就く。 所掌事務に応じ、	

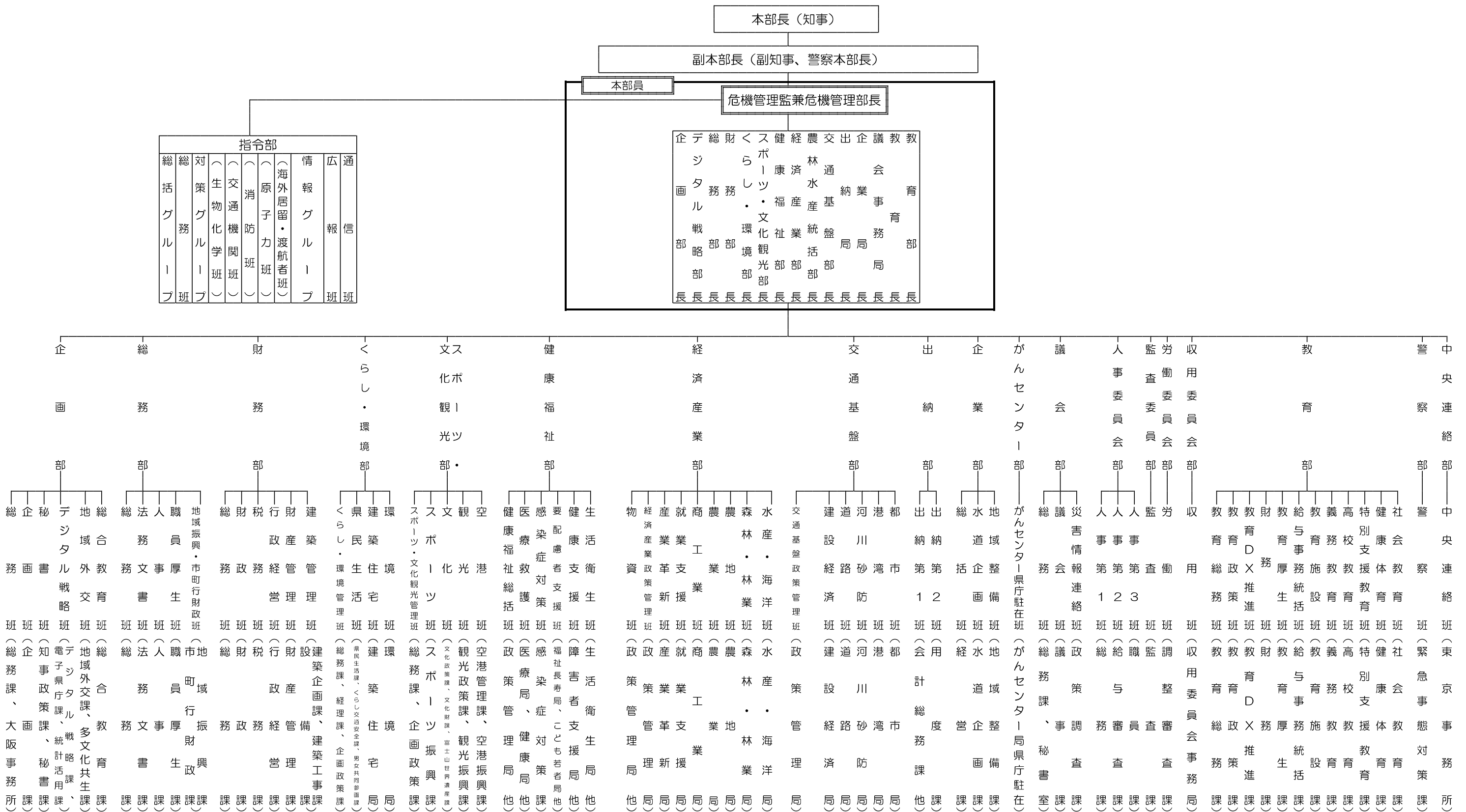
- ※ 生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。
- ※ 各部各班員における勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。
- ※ 方面本部を設置しない地域局及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる態勢をとる。
- ※ 方面本部の各班員の勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。
- ※ 勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務(業務先を含む。)が指定されている職員は、その指定された業務に就く。
- ※ 出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。
- ※ 業務調整要員は、勤務中は勤務所で待機し、勤務外は居住地周辺の総合庁舎に設置される方面本部指令班駐在(静岡市在住の県庁勤務職員は県庁各所属)に参集し待機することとする。
- ※ 上記の「勤務中」「勤務外」は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた時点を示し、「勤務所」は平常時における所属を示すこととする(勤務とは、勤務時間の内外を問わず、勤務所で業務に従事している状況を示す)。

別表共通の2「事前配備体制」

区 分	配 備 基 準	配 備 態 勢
【緊急事態情報収集室】 統括 危機政策課長	1 テロ等の予告があった場合 2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生の場合	（設置目的）情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる体制の確保 （想定業務）県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 （要員配備の規模）事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】（グループ長 危機政策課長） ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） ②地域外交課職員
【緊急事態連絡室】 統括 危機管理監代理兼 危機管理部長代理	1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合 3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合	（設置目的）情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 （想定業務）国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 （要員配備の規模）事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】（グループ長 危機政策課長） ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員（下記ア～オのとおり） ア【生物化学班】（班長 薬事課長） 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】（班長 地域交通課長） 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課

【緊急事態対策室】 統括 危機管理監	1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 本県の緊急通報の発令の場合 3 警報発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合	(設置目的) 国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 1 警戒体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ⑤必要な出先機関職員(本庁の指示により対応) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 2 緊急事態対策本部設置準備体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長)、【総務班】(班長 危機管理部総務課長)、【対策グループ(必要に応じて対策グループに設置する班を除く)】(グループ長 危機対策課長)、【情報グループ】(グループ長 危機情報課長)、【広報班】(班長 広報戦略課長)、【通信班】(班長 危機対策課長)、各部各班 ①本部員(全員) ②指令部各班員(上記各班全員) ③各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)「必要に応じて対策グループに設置する班及び要員」 ④指令部各班員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 「必要に応じて設置する方面本部の班及び要員」該当する一方面本部) 方面本部指令班、方面本部各班 ⑤方面本部員(全員)、⑥方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑦方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)
--	---	---

別表本部の1 「静岡県国民保護対策本部編制図」



別表本部の2「静岡県国民保護対策本部編制表」

区 分		構 成		成 員
本部長		知事		
副本部長		副知事(担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する)、警察本部長		
	危機管理監	危機管理監兼危機管理部長		
本部員		企画部長、デジタル戦略部長、総務部長、財務部長、 くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、農林水産統括部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長、 議会事務局長、教育長、教育部長		
	本部員会議		本部長、副本部長、本部員	
対策会議		危機管理監、危機管理監が必要と判断し、出席を求める危機担当監及び機関の代表者		
部 及 び 各 班		部長及び危機担当監、班長、グループ長	班 員	
指令部		部長	危機管理監兼危機管理部長	
			危機管理監代理兼危機管理部部長代理兼LGX推進官、危機管理監代理兼危機管理部部長代理、危機管理部理事(消防行政担当)、危機管理部理事(くらし防災担当)、危機管理部理事(災害医療担当)、危機管理部理事(防災技術担当)	
	総括グループ	グループ長	危機政策課長	関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める
	総務班	班長	危機管理部総務課長	
	対策グループ	グループ長	危機対策課長	
	(生物化学班)	班長	薬事課長	
	(交通機関班)	班長	地域交通課長	
	(消防班)	班長	消防保安課長	
	(原子力班)	班長	参事兼原子力安全対策課長	
	(海外居留・渡航者班)	班長	地域外交課長	
	情報グループ	グループ長	危機情報課長	
	広報班	班長	広報戦略課長	
	通信班	班長	危機対策課長	
	企画部		部長	企画部長、デジタル戦略部長(デジタル戦略班に限る)
		危機担当監	企画部次長	
		危機管理担当課	総務課 危機管理関係課 広報戦略課	
総務班		班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
企画班		班長	企画課長	
秘書班		班長	秘書課長	
デジタル戦略班		班長	電子県庁課長	
地域外交班		班長	地域外交課長	
総合教育班	班長	総合教育課長		
総務部		部長	総務部長	
		危機担当監	総務部次長	
		危機管理担当課	総務課	
	総務班	班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	法務文書班	班長	法務文書課長	
	人事班	班長	人事課長	
	職員厚生班	班長	職員厚生課長	
	地域振興・市町行財政班	班長	市町行財政課長	
財務部		部長	財務部長	
		危機担当監	財務部次長	
		危機管理担当課	総務課	
	総務班	班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	財政班	班長	財政課長	
	税務班	班長	税務課長	
	行政経営班	班長	行政経営課長	
	財産管理班	班長	財産管理課長	
建築管理班	班長	財務部参事(営繕担当)		
くらし・環境部		部長	くらし・環境部長	
		危機担当監	くらし・環境部参事兼総務課長	
		危機管理担当課	総務課	
	くらし・環境管理班	班長	くらし・環境部参事兼総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	県民生活班	班長	県民生活課長	
	建築住宅班	班長	建築住宅局長	
環境班	班長	環境局長		
スポーツ・文化観光部		部長	スポーツ・文化観光部長	
		危機担当監	スポーツ・文化観光部参事兼総務課長	
		危機管理担当課	総務課 危機管理関係課 観光政策課、空港管理課、空港管理課空港調整室	
	スポーツ・文化観光管理班	班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	スポーツ班	班長	部参事(スポーツ担当)	
	文化班	班長	部参事(文化担当)	
	観光班	班長	部理事(観光産業振興担当)	
	空港班	班長	空港戦略推進官	

別表本部の2「静岡県国民保護対策本部編制表」

区 分		構 成		員
健康福祉部	部長	健康福祉部長		
	危機担当監	政策管理局長		
	危機管理担当課	企画政策課		
	健康福祉総括班	班長	政策管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	医療救護班	班長	医療局長	
	感染症対策班	班長	感染症管理センター長	
	要配者支援班	班長	福祉長寿局長	
	健康支援班	班長	障害者支援局長	
生活衛生班	班長	生活衛生局長		
経済産業部	部長	経済産業部長、農林水産統括部長（農業班、農地班、森林・林業班、水産・海洋班に限ることに限る）		
	危機担当監	政策管理局長		
	危機管理担当課	総務課 危機管理関係課 農地保全課、水産振興課、森林保全課		
	物資班	班長	政策管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	経済産業政策管理班	班長	政策管理局長	
	産業革新班	班長	産業革新局長	
	就業支援班	班長	就業支援局長	
	商工業班	班長	商工業局長	
	農業班	班長	農業局長	
	農地班	班長	農地局長	
森林・林業班	班長	森林・林業局長		
水産・海洋班	班長	水産・海洋局長		
交通基盤部	部長	交通基盤部長		
	危機担当監	政策管理局長		
	危機管理担当課	土木防災課		
	交通基盤政策管理班	班長	政策管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	建設経済班	班長	建設経済局長	
	道路班	班長	道路局長	
	河川砂防班	班長	河川砂防局長	
	港湾班	班長	港湾局長	
都市班	班長	都市局長		
出納部	部長	出納局長		
	危機担当監	出納局次長		
	危機管理担当課	会計総務課		
	出納第1班	班長	会計総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第2班	班長	用度課長		
企業部	部長	企業局長		
	危機担当監	企業局参事		
	危機管理担当課	経営課		
	総括班	班長	経営課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	水道企画班	班長	水道企画課長	
地域整備班	班長	地域整備課長		
がんセンター部	部長	がんセンター局長		
	危機管理担当課	マネジメントセンター県庁駐在		
	がんセンター県庁駐在班	班長	マネジメントセンター長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長	議会事務局長		
	危機管理担当課	総務課		
	総務班	班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	議会班	班長	議事課長	
	災害情報連絡班	班長	政策調査課長	
人事委員会部	部長	人事委員会事務局長		
	危機管理担当課	（兼 監査委員会部、労働委員会部の危機管理担当課）人事委員会事務局総務課		
	人事第1班	班長	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
	人事第2班	班長	給与審査課長	
	人事第3班	班長	職員課長	
監査委員部	部長	監査委員事務局長		
監査班	班長	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める	
労働委員会部	部長	労働委員会事務局長		
	労働班	班長	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長	収用委員会事務局長		
	危機管理担当課	収用委員会事務局		
	収用班	班長	収用委員会事務局次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の2「静岡県国民保護対策本部編制表」

区 分		構 成 員	
教育部	部長	教育部長	
	危機担当監	教育部理事(政策管理担当)	
	危機管理担当課	健康体育課	
	教育総務班	班長	教育総務課長
	教育政策班	班長	教育政策課長
	教育DX推進班	班長	教育DX推進課
	財務班	班長	財務課長
	教育厚生班	班長	教育厚生課長
	給与事務統括班	班長	給与事務統括課長
	教育施設班	班長	教育施設課長
	義務教育班	班長	義務教育課長
	高校教育班	班長	高校教育課長
	特別支援教育班	班長	特別支援教育課長
	健康体育班	班長	健康体育課長
	社会教育班	班長	社会教育課長
警察部		部長	警備部長
		危機管理担当課	緊急事態対策課
	警察班	班長	緊急事態対策課長
中央連絡部		部長	ふじのくに大使館公使(東京事務所長)
	中央連絡班	班長	東京事務所次長

所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の3「静岡県国民保護対策本部指令部各班等事務分掌」

※ 本部指令部は、必ず設置する班等(総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班)及び必要に応じて対策グループに設置する班(生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班、海外居留・渡航者班)により構成する。

(必ず設置する班等)

班	係	事 務 分 掌
総括グループ		1 国民保護対策本部の設置及び運営に関すること。 2 国民保護対策本部の総括に関すること。 3 国民保護現地対策本部の設置に関すること。 4 本部員会議、対策会議及び班長会議に関すること。 5 部長の命令指示等の伝達に関すること。 6 職員の配分調整に関すること。 7 国、他県等への応援要請・連絡調整に関すること。 8 法定通知等の受領・伝達に関すること。 9 国の武力攻撃事態等現地対策本部との連絡調整に関すること。 10 国への被災情報等の報告、連絡に関すること。 11 国等関係機関への陳情等に関すること。 12 国の機関、国会議員等の視察・調査に関すること。 13 県議会との連絡調整に関すること。 14 国民保護措置を行う職員等に対する特殊標章等の交付・使用許可等に関すること。
	安否情報係	15 安否情報の照会に関すること。
総務班		1 国民保護対策本部の経理に関すること。 2 国の武力攻撃事態等現地対策本部の受入及び支援に関すること。 3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 4 本部要員の生活維持に関すること。 5 業務調整要員の配置調整に関すること。 6 職員参集状況の取りまとめに関すること。
対策グループ		1 県の国民保護措置の実施の総括に関すること。 2 県及び市町その他関係機関の実施する国民保護措置に係る総合調整に関すること。 3 市町の国民保護措置の代行及び支援に関すること。 4 方面本部、関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 5 生活関連等施設の安全確保に係る総合調整に関すること。 6 自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請に関すること。 7 応援部隊等(DMATを除く)の受入れ・活動調整に関すること。 8 応援ヘリコプターの受入及び応援活動に関すること。 9 応援ヘリコプターの集結拠点への要員の派遣に関すること。 10 防災ヘリコプターに関すること。 11 防災ヘリポートの確保に関すること。 12 緊急消防援助隊の受入、応援活動に関すること。 13 緊急消防援助隊調整本部の運営に関すること。 14 (消防班を設置しない場合には、15～17の事務も実施する。) 15 危険物取扱所、火薬類取扱所、高圧ガス取扱所の安全確保に関すること。 16 産業災害の応急対策の指導に関すること。 17 石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策に関すること。
	権利救済係	18 国民保護措置を実施するに当たっての権利救済手続の迅速処理(権利救済窓口の設置)に関すること。
情報グループ		1 被災情報、国民保護措置実施状況等に関する情報の収集に関すること。 2 被災情報等の把握及び整理に関すること。 3 被災情報等の地図への転記、パソコン等入力に関すること。 4 被災情報等の取りまとめ及び分析に関すること。 5 対策本部における被災情報等の共有に関すること。 6 市町その他関係機関への被災情報等の提供に関すること。(広報班の実施する関連情報の提供等に関する業務を除く。) 7 安否情報の収集、市町からの受理、整理、国への報告に関すること。 8 県の国民保護対応全般の記録に関すること。
広報班		1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、国民保護措置実施状況などの関連情報の提供に関すること。 2 記者発表における報道機関への対応に関すること。 3 県ホームページ、SNS等を利用した情報の発信に関すること。 4 国民保護措置の実施状況の記録写真等の収集整理に関すること。 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関すること。 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整に関すること。 7 県民からの問合せへの対応に関すること。 8 市町、その他機関の要請に基づく広報に関すること。
通信班		1 防災行政無線等の利用、調整に関すること。 2 防災行政無線、FUJISAN等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること。 3 国民保護対策本部の情報映像機器の操作等に関すること。

(必要に応じて対策グループに設置する班)

班	係	事 務 分 掌
生物化学班		1 生物剤若しくは化学剤を用いた武力攻撃災害等への対処に関する事。 2 使用された生物剤もしくは化学剤の特定に関する事。 3 検査体制等の確保に関する事。 4 医療等の確保に関する事。 5 ワクチンの確保に関する事。
交通機関班		1 国民保護に係る運送事業者への運行の要請に関する事。 2 運送事業者への情報提供に関する事。 3 交通機関からの情報収集に関する事。 4 その他交通関係の国民保護措置の支援に関する事。
消防班	コンビナート係	1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処に関する事。 2 危険物取扱所、火薬類取扱所、高圧ガス取扱所の安全確保に関する事。 3 産業災害の応急対策の指導に関する事。 4 石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策に関する事。
原子力班		1 武力攻撃原子力災害時等における県地域防災計画(原子力対策編)に準じた措置の実施に関する事。 2 県原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事。 3 原子力防災専門官、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等との連絡調整に関する事。 4 放射能測定調査に関する事。 5 原子力発電所の安全確保に関する事。
海外居留・渡航者班		1 海外テロ等の情報収集及び提供に関する事。 2 駐日外国公館等への被災情報等の提供に関する事。

別表本部の4「静岡県国民保護対策本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認に関すること。 2 班の設置及び運営に関すること。 3 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 4 出先機関及び関係機関等との連絡調整に関すること。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管課に共通	1 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設及び所管業務の被害調査及び国民保護措置に関すること。 3 武力攻撃災害の復旧に係る事業に係る被害調査に関すること。 4 武力攻撃災害の復旧に係る事業計画の策定に関すること。 5 武力攻撃災害の復旧に係る事業の実施に関すること。 6 所管国民保護措置に係る記録の作成及び整理に関すること。 7 所管国民保護措置に係る他県等応援職員の要請及び受入れに関すること。 8 所管する県有施設及び関係団体に対する警報発令、避難の指示、緊急通報の発令の内容の伝達に関すること。 9 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

区 分	事 務 分 掌
企画部	
総務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 6 海外報道機関への対応の支援に関すること。 7 武力攻撃事態等に関する海外調査団受入手続きの支援に関すること。 8 外国人からの見舞状の受付、感謝状等の作成についての支援に関すること。
企画班	
秘書班	1 本部長(知事)及び副本部長(副知事)の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の災害地現地視察に関すること。
デジタル戦略班	1 CATV施設の被害状況の確認に関すること。 2 SDOネットワーク(インターネット系を含む)及び県庁クラウドの機能確保に関すること。 3 SDOネットワーク(インターネット系を含む)及び県庁クラウドの機能復旧に関すること。 4 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関すること。
地域外交班	1 駐日外国公館との連絡調整に関すること。 2 旅券事務の執務体制の確保に関すること。 3 災害時多言語支援センターの設置及び運営に関すること。
総合教育班	
総務部	
総務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
法務文書班	1 官報報告及び県公報の発行に関すること。 2 情報公開(公文書開示)に関すること。 3 文書の收受、発送及び管理並びに公印の管理に関すること。
人事班	1 県が行う国民保護措置のための職員配置等人的措置に関すること。 2 職員の安否調査及び対策に関すること。 3 サテライトオフィスの被害の取りまとめに関すること。
職員厚生班	1 武力攻撃被災職員の住宅確保の支援に関すること。 2 職員の災害補償に関すること。 3 職員の健康管理に関すること。

	地域振興・市町行政財政班	
		1 市町行政の応援に関すること。 2 市町財政の応援に関すること。 3 各種選挙の執行管理に関すること。
	財務部	
	総務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
	財政班	国民保護に係る予算措置に関すること。
	税務班	武力攻撃災害による県税の救済措置に関すること。
	行政経営班	
	財産管理班	1 県有財産の国民保護措置への活用に関すること。 2 県庁自衛消防隊の活動に関すること。 3 県庁舎における警備体制に関すること。 4 本庁舎の被害情報の取りまとめ及び本庁舎の緊急機能確保措置に関すること。 5 庁内電話及び臨時電話の緊急機能確保措置に関すること。
	建築管理班	
	くらし・環境部	
	くらし・環境管理班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
	県民生活班	1 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関すること。 2 ボランティア活動の支援に関すること。
	建築住宅班	1 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居に関すること。 3 県営住宅の応急修理に関すること。
	環境班	1 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、がれき、残骸物の処理に関すること。 2 廃棄物処理の特例に基づく廃棄物処理に関すること。 3 飲料水、生活用水の確保及び供給に関すること。 4 水道事業者等及び用水供給事業者の所管する取水施設、貯水施設、浄水施設及び配水池の安全確保に関すること。
	スポーツ・文化観光部	
	スポーツ・文化観光管理班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
	文化班	1 県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、静岡県富士山世界遺産センター及び静岡県埋蔵文化財センターの安全確保に関すること。 2 グランシップ及び舞台芸術公園の安全確保に関すること。
	スポーツ班	1 社会体育施設の連絡調整に関すること。 2 スポーツイベント及びイベント関連施設の安全確保に関すること。
	観光班	観光客の避難状況等の動向調査に関すること。

	空港班	1 静岡空港の被害状況の把握に関する事。 2 定期便・チャーター便等航空機の運行状況の把握に関する事。 3 空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保に係る取組状況の把握に関する事。 4 空港保安管理規程等に基づき運営権者が行う緊急時対応の適正な実施の確保に関する事。 5 空港周辺部の施設に係る被害状況の把握及び応急復旧に関する事。
	健康福祉部	
	健康福祉総括班	1 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 2 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 部内の国民保護措置の推進に関する事。 5 健康福祉部関係の被害の取りまとめに関する事。 6 国民保護法に基づく救援に関する国との調整及び救援に要した費用の精算に関する事。 7 国民保護法に基づく救援を市町長が行うこととする通知及び告示に関する事。 8 応急仮設住宅の必要戸数の把握に関する事。 9 医療の実施要請に係る実費弁償・損害補償に関する事。 10 日本赤十字社との連携に関する事。 11 武力攻撃被災者の生活再建支援に関する事。
	医療救護班	1 武力攻撃被災者の医療救護に関する事。 2 医療救護施設の設置に関する事。 3 医師その他の医療従事者の確保に関する事。 4 広域医療搬送活動に関する事。 5 救護班の受入に関する事。 6 武力攻撃被災妊産婦、新生児の医療に関する事。 7 DMATの受入・活動調整に関する事。 8 DPATの受入・活動調整に関する事。 9 赤十字標章の管理及び交付に関する事。 10 難病患者等の支援に関する事。 11 薬剤師等の確保及び派遣に関する事。 12 医薬品等の確保及び供給に関する事。 13 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関する事。
	感染症対策班	
	要配慮者支援班	1 武力攻撃被災障害(児)者の援護に関する事。 2 生活福祉資金の貸付に関する事。 3 武力攻撃被災児童、母子世帯の援護に関する事。 4 武力攻撃被災児童のメンタルヘルスに関する事。 5 武力攻撃被災老人の援護に関する事。 6 私立学校の応急教育に関する事。
	健康支援班	1 武力攻撃被災者及び避難住民の健康支援に関する事。 2 保健師の受入に関する事。 3 武力攻撃被災者の精神保健対策に関する事。
	生活衛生班	1 遺体の埋火葬の広域調整に関する事。 2 生活衛生営業サービス(公衆浴場、理容等)の確保に関する事。 3 動物の保護等に関する事。 4 武力攻撃被災者等住民避難地の防疫に関する事。 5 食品衛生の確保に関する事。
	経済産業部	
	物資班	1 緊急物資調達に関する事。 2 緊急物資集積場ごとの配分調整に関する事。 3 緊急物資集積場の運営に関する事。
	経済産業政策管理班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の国民保護措置の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。

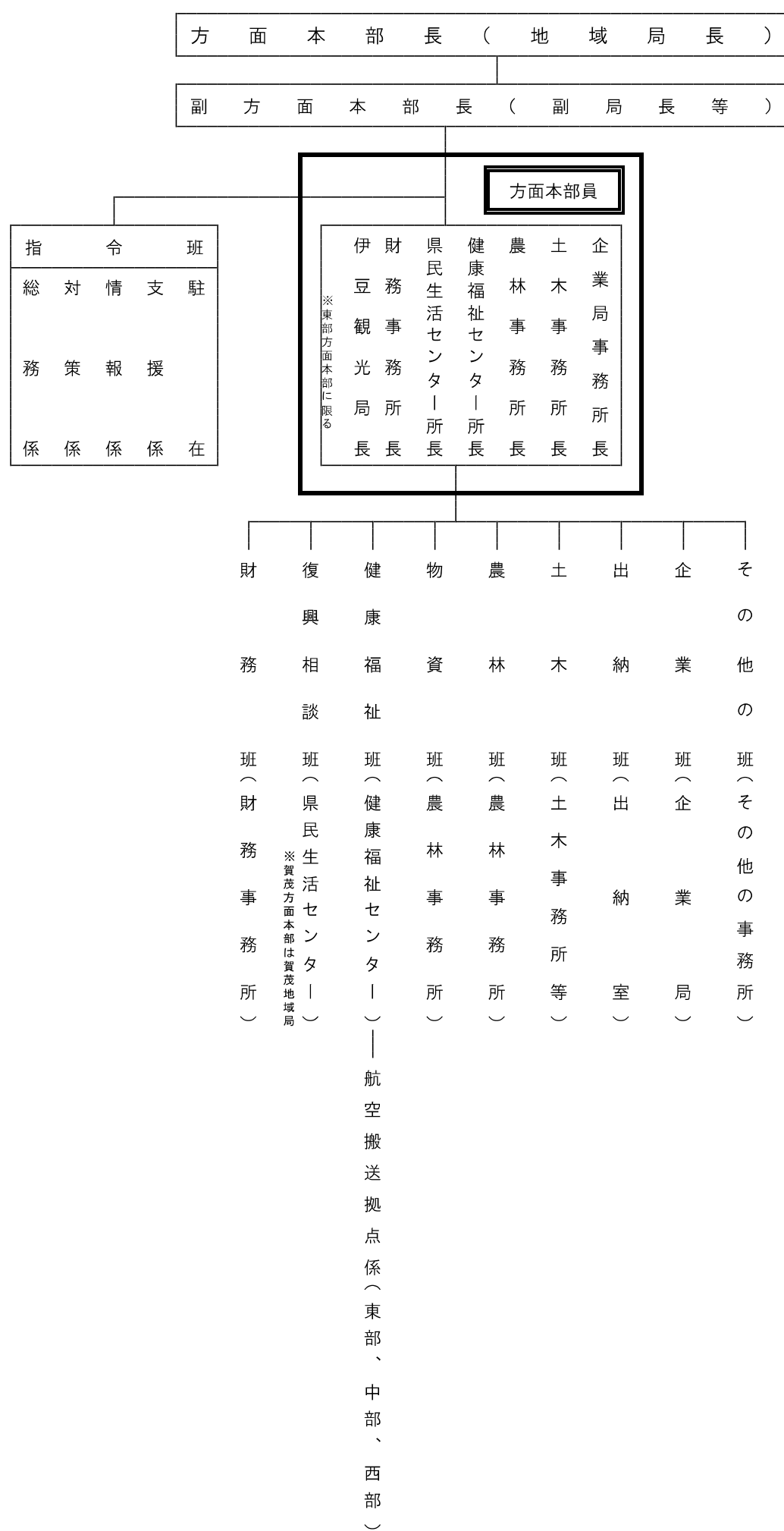
	産業革新班	1 部関係の被害の取りまとめに関すること。 2 県内業者からの緊急物資(副食)の調達及びあっせんに関すること。 3 発電所(原子力発電所を除く。)、変電所の情報収集に関すること。
	就業支援班	就業相談に関すること。
	商工業班	1 中小企業に対する金融支援に関すること。 2 緊急物資(生活必需品)及び復旧資材の調達及びあっせんに関すること。
	農業班	1 汚染され、又は汚染された恐れのある農産物の採取及び出荷の制限並びに廃棄処分に関すること。 2 農業者の災害金融に関すること。 3 県内業者からの緊急物資(主食)の調達及びあっせんに関すること。 4 毒物劇物取扱所、毒薬劇薬取扱所(専ら動植物のために使用されることが目的とされる。)の安全確保に関すること。
	農地班	農地防災ダムの安全確保に関すること。
	森林・林業班	1 森林・林業班の被害の取りまとめに関すること。 2 林業者の災害金融に関すること。
	水産・海洋班	1 県内業者からの緊急物資(水産物)の調達及びあっせんに関すること。 2 水産業者の災害金融に関すること。 3 汚染され、又は汚染された恐れのある水産物の採取及び出荷の制限並びに廃棄処分に関すること。
	交通基盤部	
	交通基盤政策管理班	1 部内職員の参集状況及び安否の取りまとめに関すること。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関すること。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関すること。 4 部内の庁舎、公舎、設備の被害の取りまとめに関すること。 5 部内の庁舎、公舎、設備の国民保護措置の取りまとめに関すること。 6 部内の国民保護措置に係る広報に関すること。
	建設経済班	廃川廃道敷の国民保護措置への応急使用に関すること。
	道路班	1 有料道路通行料金の減免措置に係る連絡調整に関すること。 2 工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関すること。 3 工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関すること。 4 静岡県道路通行規制情報提供システムの運用に関すること。 5 道路及び橋梁の被害情報の収集に関すること。 6 武力攻撃災害時における道路の通行規制に関すること。 7 緊急輸送路その他道路施設の災害応急復旧、緊急輸送ルートの確保に関すること。 8 武力攻撃災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関すること。 9 武力攻撃災害時における道路占用者との連絡調整に関すること。
	河川砂防班	1 県管理ダムの安全確保に関すること。 2 部内職員の非常招集に関すること。 3 国民保護対策本部交通基盤部の設置、運営に関すること。 4 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関すること。
	港湾班	1 港湾・漁港の安全確保に関すること。 2 港湾・漁港内の緊急物資集積場所の確保に関すること。 3 緊急物資保管等の港湾・漁港内用地及び航路啓開等の緊急輸送機能の確保に関すること。
	都市班	都市班の被害の取りまとめに関すること。
	出納部	
	出納第1班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の国民保護措置の推進に関すること。 3 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 6 武力攻撃事態等における会計処理体制に関すること。
	出納第2班	本庁集中管理車の配車に関すること。

企業部		
総括班		
	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。	
水道企画班	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池の安全確保に関すること。	
地域整備班	分譲・造成中の地域振興整備事業用地の安全確保に関すること。	
がんセンター部		
がんセンター県庁駐在班		
	1 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 2 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関すること。 4 県立静岡がんセンターの被害調査及び国民保護措置の実施に関すること。	
議会部		
総務班		
	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の国民保護措置の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 部関係の被害の取りまとめに関すること。 6 正副議長との連絡に関すること。	
議会班	議会の会議に関すること。	
災害情報連絡班	議員との連絡及び調査活動に関すること。	
人事委員会部		
人事第1班		
	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関すること。 2 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部関係の被害の取りまとめに関すること。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部内の国民保護措置の推進に関すること。 4 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部内職員の安否の取りまとめに関すること。	
人事第2班		
人事第3班		
監査委員部		
監査班		
労働委員会部		
労働班		
収用委員会部		
収用班		
	1 部内の国民保護措置の推進に関すること。 2 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 3 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 4 部内の被害状況の取りまとめに関すること。	
教育部		
教育総務班		
	教育委員の安否に関すること。	
教育政策班	総合教育センターとの連絡調整に関すること。	
教育DX推進班	1 教育総合ネットワークシステムの機能確保に関すること。 2 教育総合ネットワークシステムの機能復旧に関すること。	
財務班	部内の国民保護措置の予算の取りまとめに関すること	
教育厚生班	1 教職員の災害補償に関すること。 2 被災教職員の教職員住宅確保の支援に関すること。 3 教職員の健康管理に関すること。	
給与事務統括班	被災時の集中総務事務(給与、旅費、会計等)の対応に関すること。	

	教育施設班	
		県有教育施設の被害調査及び施設・設備の復旧に関すること。
	義務教育班	
		1 県立中学校及び市町立学校(園)に係る教科書、学用品の確保に関すること。 2 県立中学校及び市町立学校(園)の幼児、児童、生徒の安否情報の収集に関すること。
	高校教育班	
		1 県立高等学校に係る教科書、学用品の確保に関すること。 2 県立高等学校の生徒の安否情報の収集に関すること。
	特別支援教育班	
		1 県立特別支援学校(園)に係る教科書、学用品の確保に関すること。 2 県立特別支援学校(園)の幼児、児童、生徒の安否情報の収集に関すること。
	健康体育班	
		1 部内の国民保護措置の推進に関すること 2 部内職員の動員及び要員の確保に関すること 3 部内職員の安否の取りまとめに関すること 4 部関係の被害の取りまとめに関すること 5 教育関係広報の取りまとめに関すること 6 部内各班の連絡調整に関すること 7 公立学校(園)の幼児、児童、生徒の安否情報の収集に関すること 8 公立学校(園)への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。
	社会教育班	
		1 社会教育施設、青少年教育施設との連絡調整に関すること。 2 県立中央図書館との連絡調整に関すること。
警察部		
	警察班	
		1 警察の実施する国民保護措置の本部長への報告に関すること。 2 関係部局との連絡調整に関すること。
中央連絡部		
	中央連絡班	
		政府、国会議員、指定行政機関等に対する情報提供、陳情及び情報収集に関すること。

※ 各部各班における所掌事務がない場合は業務調整要員となる。

別表方面本部の1「静岡県国民保護対策本部方面本部編制図」



別表方面本部の2「静岡県国民保護対策本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所 管 区 域	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、 西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、 三島市、裾野市、御殿場市、 富士市、富士宮市、 伊豆の国市、伊豆市、 函南町、清水町、長泉町、 小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、 島田市、牧之原市、吉田町、 川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、 袋井市、掛川市、御前崎市、 菊川市、森町
方面本部長	賀茂地域局長	東部地域局長	中部地域局長	西部地域局長
副方面本部長	副局長等(地域局副局長兼(賀茂、東部、中部及び西部)危機管理監、その他あらかじめ地域局長が定めた者)			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	伊豆観光局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部長が指定した副班長			
副班長	あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域局長が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	賀茂地域局(賀茂広域消費生活センター)	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	中部農林事務所 志太榛原農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	中部農林事務所 志太榛原農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産・海洋技術研究所伊豆分場	伊豆観光局 看護専門学校 吉原林間学園 動物愛護センター 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産・海洋技術研究所富士養鱒場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 工科短期大学校沼津キャンパス あしたか職業訓練校 静東教育事務所 静岡県富士山世界遺産センター	消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 農林技術研究所果樹研究センター 水産・海洋技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 工科短期大学校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター 女性相談センター ふじのくに地球環境史ミュージアム 環境放射線監視センター ふじのくに茶の都ミュージアム	三方原学園 磐田学園 食肉衛生検査所 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産・海洋技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林環境専門職大学・短期大学部 浜松技術専門校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の3「静岡県国民保護対策本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認に関すること。 2 班の設置及び運営に関すること。 3 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 4 関係機関等との連絡に関すること。 5 所属職員の動員に関すること。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設及び所管業務の被害調査及び国民保護措置の推進に関すること。 3 武力攻撃災害の復旧に係る事業に係る被害調査に関すること。 4 武力攻撃災害の復旧に係る事業計画の策定に関すること。 5 武力攻撃災害の復旧に係る事業の実施に関すること。 6 所管国民保護措置に係る記録の作成及び整理に関すること。 7 所管国民保護措置に係る他県等応援職員の受入れに関すること。 8 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

区 分		事 務 分 掌
班	係	
指令班	総務係	1 方面本部の設置及び運営に関すること。 2 方面本部員会議に関すること。 3 方面本部の経理に関すること。 4 県国民保護現地対策本部の受入れに関すること。 5 方面本部各班の連絡調整に関すること。 6 方面本部職員の健康管理、災害補償及び福利厚生に関すること。 7 陳情等の調査・整理に関すること。 8 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関すること。 9 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 10 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 11 国民保護措置の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること。 12 県民からの問合せへの対応に関すること。 13 ボランティア活動の支援に関すること。 14 ボランティア関係団体との連携に関すること。 15 管内の職員配分の調整に関すること。 16 業務調整要員の調整に関すること。 17 職員の参集状況の取りまとめに関すること。
		1 管内の国民保護措置の実施の総括に関すること。 2 方面本部各班の国民保護措置の実施の総括に関すること。 3 方面本部各班の対策の調整に関すること。 4 原子力発電所に関すること。(中部・西部に限る。) 5 都市ガス、LPガス及び危険物施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 6 管内市町、関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 7 県民からの要請の処理に関すること。 8 私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること。 9 市町に対する応援職員の派遣に関すること。 10 港湾を使用した緊急物資の受入に関すること。 11 救援に係る公用令書の交付に関すること。
	情報係	1 気象情報、交通情報、社会状況等、情報の収集伝達に関すること。 2 管内市町、方面本部各班の被害報告の取りまとめ、記録の作成及び本部への報告に関すること。 3 管内市町における国民保護措置実施状況の収集及び本部への報告に関すること。 4 防災行政無線等の利用調整に関すること。 5 県防災行政無線、FUJISAN等の情報伝達手段の機能確保に関すること。
	支援係	1 市町国民保護対策本部の運営支援に関すること。 2 管内市町の国民保護措置の代行に関すること。 3 他の係の業務支援に関すること。
	駐在	1 方面本部職員の後方支援(物品購入、食料確保・炊き出し、配分等)に関すること。 2 総合庁舎内各班の業務等の情報収集に関すること。 3 参集する業務調整要員の参集状況の把握及び管理に関すること。

財務班		1 総合庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 2 武力攻撃災害による県税の救済措置に関すること。
復興相談班		生活必需物資の価格需給動向の調査及び情報提供並びに苦情処理に関すること。
健康福祉班		1 国民保護法による救援事務の実施に関すること。 2 武力攻撃り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護に関すること。 3 市町社会福祉協議会が行なう生活福祉資金の貸付に関すること。 4 武力攻撃り災者の健康支援に関すること。 5 武力攻撃り災者の精神保健対策に関すること。 6 医療救護施設の設置に関すること。 7 医療救護の調整に関すること。 8 医師その他の医療従事者の派遣に関すること。 9 武力攻撃り災者及び避難住民の防疫に関すること。 10 武力攻撃り災妊産婦、新生児の医療に関すること。 11 食品衛生及び生活衛生営業サービス(公衆浴場、理容等)の確保に関すること。 12 動物の保護等に関すること。 13 遺体の埋火葬の広域調整に関すること。 14 医薬品等の確保及び供給に関すること。 15 薬剤師等の派遣に関すること。 16 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関すること。 17 飲料水、生活用水の供給に関すること。 18 救護班・保健師の受入に関すること。 19 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関すること。 20 航空搬送拠点の要員の派遣に関すること。(東部、中部、西部に限る。) 21 航空搬送拠点の運営支援に関すること。(東部、中部、西部に限る。)
	航空搬送拠点係	1 航空搬送拠点の設置運営に関すること。(東部、中部、西部に限る。) 2 広域医療搬送活動に関すること。(東部、中部、西部に限る。)
物資班		緊急物資集積場の運営に関すること。
農林班		農地防災ダムの安全確保に関すること。
土木班		1 県管理国道及び県道の輸送機能の確保に関すること。 2 港湾・漁港による輸送機能の確保に関すること。 3 緊急物資集積場として提供可能な空地(施設)の確保協力に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること。 5 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 6 港湾・漁港を利用した緊急物資の受入に関すること。
出納班		1 集中管理車の配車に関すること。 2 武力攻撃災害時の会計事務に関すること。 3 指定金融機関等の営業状態の把握に関すること。
企業班		取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池の安全確保に関すること。
その他の班		

※ 方面本部各班における所掌事務がない場合は業務調整要員となる。